

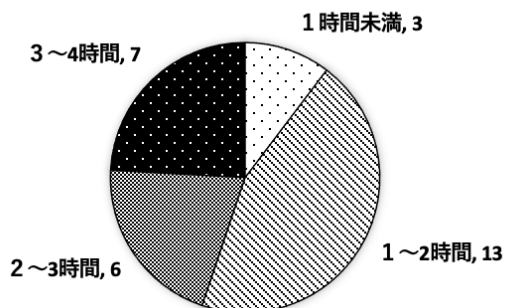
「養護教諭の働き方アンケート」にご協力ありがとうございました

養護教諭の働き方や悩み、要求を把握し、県教委交渉にいかすため、「養護教諭の働き方アンケート」にとりくみました。小学校勤務 17 名、中学校勤務 12 名の方から回答があり、働き方の実態や切実な思いを寄せていただきました。



Q 1学期の平日1日あたりの超過勤務時間は？

1日の超過勤務



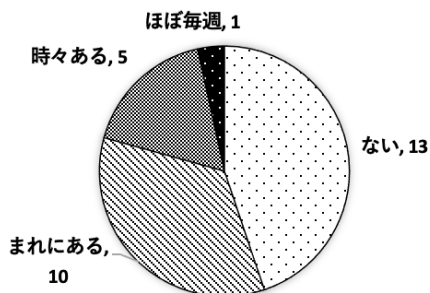
1日の超過勤務が3〜4時間と回答した方の勤務校の学校規模は、児童生徒数 709 人、628 人、602 人、590 人、590 人、589 人、472 人、175 人でした。

全校生徒を見ている養護教諭の仕事は児童生徒数と比例して多くなることから、当然の結果です。

4、5月の時間外勤務は月 80 時間を超えるという人もいました。

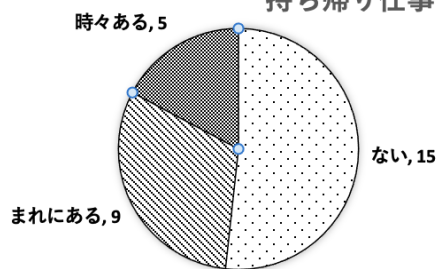
Q 1学期に休日出勤をしましたか？

休日出勤



Q 1学期に持ち帰り仕事をしましたか？

持ち帰り仕事

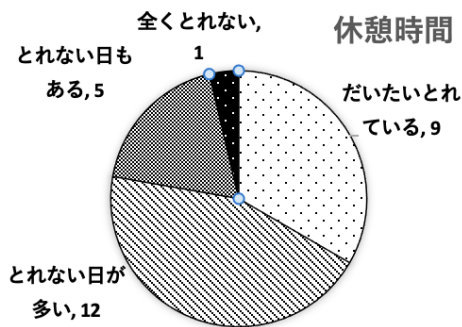


持ち帰り仕事や休日出勤は学校規模に関係なく、「時々ある」「まれにある」と回答している人がおり、家庭の状況などから平日の退勤時間を延ばせない実態もみえました。

<皆様からの声>

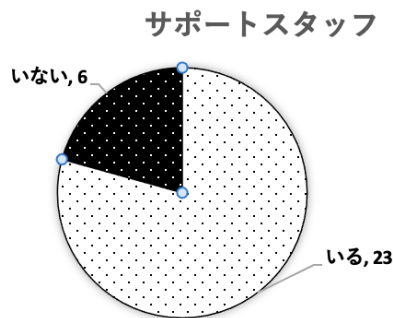
- * お迎えの時間があり、早く帰らなければならないので、休憩時間にも仕事を進めている。自分の子どものことや来室状況で平日まとまった時間が取れないため、検診事務などの仕事が休日出勤をしないと追いつかない。
- * さまざまな理由で次から次へと来室する生徒に対応しているので、放課後までほぼ休憩はとれない、健康診断の事後措置等の事務仕事は放課後にやるので残業か休日出勤になる。その週の仕事を翌週に回すと積み残しがきつくて余計回らなくなるので休日出勤せざるを得ない。

Q 休憩時間はとれましたか？



「休憩時間は昼休みに設定されているが、昼休みは来室者が多いのでとれない」との声が多く、「子どものいない時間に休憩をとっているので健康診断や来室者が多いととれない」や「学校には休憩時間という概念がない」との意見もありました、

Q サポートスタッフはいますか？



8割の学校では、スクールサポートスタッフ、教育支援員、学生・学校応援団等のボランティア、検診介助員・検診事務員など、保健室の業務を手伝ってもらえるスタッフがいますが、誰も「いない」と答えた学校が2割ありました。

Q 時間外勤務をなくし、養護教諭としての専門性を活かした働き方をするために

- * 切実に、複数配置基準を下げしてほしい。800人の児童生徒数の学校で一人配置には無理がある。事務仕事も多く、一人一人に時間をかけて対応することができない。
- * 養護教諭を複数制にしてほしい。急に休むことの不安や罪悪感を感じないような体制づくり。
- * 4～5月の検診時期にサポートしてもらえる人がいるとよい。
- * せめて1学期だけでも保健室専用のスタッフさんが来てくれると助かる。
- * PCにデータ入力事務をしてもらえるスタッフがほしい。
- * 保健室登校をなくし、別室登校の部屋の整備と人員の配置がほしい。
- * 栄養士さんの全校配置をすすめてほしい。アレルギー対応も年々増えている。
- * 宿泊学習や校外行事に公費で看護師を派遣してほしい。夜間の看病も看護師にお願いしたい。
- * 養護教諭の短時間再任用の定数外にして、児童生徒数の多い学校や新採用の学校に加配する。
- * 退職養護教諭を健診補助職員として、期間限定（4月～6月の定期健診診断と10月の就学児健診）で採用し、市内の学校を巡回勤務日する形にすると効率的である。
- * 実質的にきちんと休憩時間をとれるよう、国としても対応を強化してほしい。小学校の教員は息をつく間もなく働いている現状。
- * 児童生徒の登校時刻を職員の勤務開始時間後にしてほしい。
- * 部活動問題の改善。中学校では部活動（夏時間では18時まで）をやっている時間には帰りにくい。
- * 部活動でのケガの通院付き添いは養護教諭以外の教員に対応してほしい。
- * トイレ掃除を業者委託してほしい。
- * システムの導入が進んでいるところだが、紙とシステムの併用のため、事務量が2倍になっている。タブレットや事務用スマホなどで入力できて、システムへの移行作業や入力作業が無くなれば、事務量が減るのではないかと思う。



Q その他、日頃の悩みや組合へのご意見など

- * 別室登校児童への対応が養護任せになることが多く、他職員との連携も難しい。職員不足や場所の確保、オンライン授業や学習課題の準備等、問題は山積みだと感じています。
- * 仕事はやりがいがあり好きだが、労働時間が長く普段の生活にゆとりがありません。教員の定数増を強く求めます。
- * 担任の先生が忙しすぎてじっくり話ができる時間がありません。
- * 管理職の質。
- * 感染症対策で精一杯。保健室登校は複数人いたら対応不可能。サポートはできますが、対応は別の人をお願いしたい。
- * コロナ渦中、薬品や衛生用品が手に入らなかった時期に個人の努力ではどうにもならないのに、「養護教諭がなんとかして」との発言が前任校であった。物品購入担当事務職員と一緒にいつもパソコンとにらめっこしていた日々は今も思い出したくないです。
- * 担任などの教員不足が問題視されている中、養護教諭は後回しにされている感覚があります。日頃の子供への対応を相談する相手もおらず、健康診断など時期によっては連日残業しなければならず、精神的に辛いです。忙しさで体調を崩し、休職しましたが、復帰してからもあまり忙しさや負担は大きく変わらず、以前までの働き方ができるのか不安です。どうか養護教諭にも目を向けて欲しいです。
- * 養護教諭に求められる事務量や質が自分の能力の容量を超えていて、処理しきれず苦しい。毎日「やめたい」と思ってしまうのが悩みです。



2月6日に行った県教委交渉では、複数配置基準の改善、再任用の多様な働き方、妊娠時加配を通年に、就学時の健康診断、小学校に相談員と相談室を、宿泊時の引率、健診介助・事務補助員、フッ化物洗口問題等について重点として交渉しました。

皆様からいただいた切実な思いや実態を伝えながら、改善を求めました。

2023 県教委交渉について

養護教員部の要求を 22 項目にまとめた「養護教諭の定数・配置・労働条件に関する要求書」と「学校における集団フッ化物洗口推進の中止を求める要求書」を提出し、2月6日に交渉を行いました。

複数配置基準の拡大・県独自加配の要求

アンケートにあげていただいた養護教諭の働き方の実態を伝え、複数配置基準の改善は急務であると訴えました。また、国の複数配置基準にはわずかに満たない大規模校が多い埼玉県の実状を踏まえ、県独自で複数配置を行うよう求めました。

再任用の多様な勤務形態の実現

2023 年度再任用の養護教諭はフルタイム 36 人、短時間 0 人でした。養護教諭の再任用は一般の教員と同様、短時間勤務も選択できるようになっているにもかかわらず、組み合わせがないという理由で実現していない問題に対し、再任用者を定数外とし県独自加配にあてる、非常勤と組み合わせるなど、短時間勤務を実現させるための具体的な方法について提案しました。



妊娠加配の通年配置要求

養護教諭は2、3学期も多忙であることから時期に限らず加配措置することを要望しました。また、養護教諭も「先読み加配」（7月中に産休に入る予定の場合、代員予定の方が4月から加配される国の制度）の対象にすること、



宿泊行事に医師・看護師が引率する際の公費負担

修学旅行とスキー林間が1週間も空けずに組まれていて、養護教諭が両方引率することを当然のように言われた事例や山奥で食物アレルギー発作を心配した事例や高熱者が複数人出た事例などを紹介するとともに、宿泊場所によっては救急車を要請しても到着に1時間ほどかかるため、不安が大きいことなどを訴えました。夜間の看病の負担も伝え、小さい学校でも看護師をつけることができるよう公費負担にするよう要望しました。

小学校に相談員配置と相談室を（S C・S S W 配置増）

保健室登校希望者がいたが、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行が心配されている時期に感染リスクが高い保健室では児童がずっと保健室にいることが難しく、保健室登校を受け入れることができなかつた例をあげ、小学校にも専任のスタッフがいる相談室が必要であることを訴えました。

就学時健康診断の負担軽減（学校以外の会場で実施を）

就学時健康診断は企画・立案から始まり、市教委・学校医との連絡調整、教職員への周知、転入転出に伴う処理など業務は多岐にわたり、半年以上対応があり、大変な労力を費やす行事である。また市町村によって、就学時健康診断の項目や実施方法が異なり、他市異動の際に大変苦勞している。3歳児健康診断のように学校外で実施してほしい。

当面、学校会場で実施する場合も設置者が主体に実施するものであることを改めて指導してほしいと訴えました。

校務支援システム事務補助員、検診介助員の配置

子どもに対応をする時間では入力作業ができないため、子どもが下校した後、勤務時間外や休日に作業をしている。誤入力を確認するための時間もかかるため、児童生徒数が多いほど時間がかかる。私たちの仕事は、一番に子どもたちに寄り添った対応であるため、事務作業をしてくれる補助員をぜひつけてほしいと訴えました。

学校における集団フッ化物洗口推進の中止を求める交渉

学校で薬物を取り扱うことには必要性、安全性、有効性、働き方の観点からも疑問があることを訴えました。

学校の意向を無視して、市として全校実施することが決まっていく状況が一部地域で続いている実態から、これまでの県教委の回答「歯科保健教育など学校現場の実態等の情報を今後も提供し、強制的に学校に押し付けることのないよう関係機関に働きかけていく」を尊重するよう求めました。

私たち養護教諭はひとり職だからこそ、ひとりで悩まず、ひとりでがんばらず、周りに人にHELPを求めていきましょう。「つらいな」「おかしいな」と感じるものがあつたら、小さなことでも家族や友人、職場で頼れそうな人、誰でもよいので話してみてください。あなたの悩みはあなたのせいではありません。



困ったことがあれば、埼玉県教職員組合にご相談ください。